甲斐市立双葉中学校校 長 輿石 信

出席停止通知について

次の病気は、学校保健安全法第19条によって、病気の悪化を防ぐため、また、他の生徒への感染を 防ぐために出席停止となります。ご家庭においては、医師と相談の上、適切に処置をとりますようご通 知いたします。なお、この場合の欠席は、欠席日数に入りませんのでご承知下さい。

医師が感染予防上、支障がないと認め登校する際は、下記の登校許可書に医師に記入して頂き、担任まで提出してください。

			登	校	許豆	書		
				年	組		氏名	
病名								
登校停止期間	令和	年 月		\sim	月	日まて		
上記の生徒は、	他の生徒へ	感染の心面	こがない	状態で	であるこ	とを証明	目します。	
						医颌	Ti名	FΠ
						<u> </u>	<u> </u>	

◎学校感染症と出席停止(学校保健安全法に定められている感染症)

	病 名 お よ び 🛭	医師の指示					
第一種	病 名 お よ び 医 師 の 指 示 ・エボラ出血熱・クリミアコンゴ出血熱・南米出血熱・重症急性呼吸器症候群(SARS)・痘そう・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・ジフテリア・急性灰白髄炎(ポリオ)・鳥インフルエンザ(H5N1) 出席停止期間は、医師の許可があるまで(治癒するまで)・新型コロナウイルス肺炎						
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。					
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで					
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹(はれ)が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好となるまで。					
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。					
	風疹(三日ばしか)	発疹が消失するまで					
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで					
	因頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで					
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。					
第三種	腸管出血性大腸菌感染症・コレラ・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎・細菌性赤痢	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで。					
種	その他の感染症・・溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、ヘルパンギーナ、感染性胃腸炎、手足口病、伝染性 紅斑など	その他の感染症は、学校医および学校長の判断で、出席停止となる場合があります。					